プロジェクト　IFRS のエンドースメント手続

項目　作業部会で聞かれた主な意見

概要

1. 本資料は、第 18 回作業部会で聞かれた主な意見を要約している。

第 18 回作業部会で聞かれた主な意見

【当委員会及び作業部会の役割の位置づけについて】

(1) 総論に記載されているコメントの多くは、修正国際基準に対してではなく、企業会計審議会の「当面の方針」に対するものではないか。作業部会における作業が「当面の方針」に基づいた作業であることを十分に認識したうえで対応していくべきと考える。

(2) ASBJ が修正国際基準を最終化するにあたっては、ASBJ によって対応が可能な範囲と対応できない範囲を明確に整理してコメント対応していくべきと考えられる。

(3) ASBJ の役割の範囲外と考えられるコメントについては、関連する組織に報告するといった対応を行うべきである。

【資料「主なコメントの概要」について】

(4) 例えばガイダンスや教育文書へのコメントについて、質問 2 において否定的な意見が記載されている一方、質問 7 においては肯定的な意見が記載されている。コメントの全貌が理解できるように整理すべきと考える。

(5) コメントの中にはエンドースメント手続の意義を含めて、今回の取り組みの趣旨が理解されていないことを示唆するコメントが多く、エンドースメント手続の趣旨が理解されていないことを踏まえてコメントに対応する必要がある。単純にエンドースメント手続の実施を支持する、または支持しないという形でコメントを整理するのは適切でない。

(6) エンドースメント手続に関して支持する意見が多く聞かれたと記載されているが、エンドースメント手続は必要としながら修正国際基準の必要性を疑問視する意見が含まれている。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(7) エンドースメント手続の意義について同意する意見が相当数聞かれた旨が記載されているが、エンドースメント手続の意義に同意する理由は様々であるため、支持する理由ごとに整理すべきと考える。

【資料「コメント対応表」について】

コメント（14）「エンドースメント手続の意義に同意しない。」

(8) ピュアな IFRS を適用する企業の立場から、既に 3 つの会計基準が存在する状況で、「我が国における会計基準に関する基本的な考え方」を示すということが国内外の市場関係者にどのように伝わるか深慮する必要がある。エンドースメント手続は、通常、強制適用を伴うものであるので、任意適用の状況下で「我が国における会計基準に関する基本的な考え方」を提示していくことについて丁寧に説明することが必要である。

コメント（58）「IAS第 39 号ベースの減損に関する規定の導入に同意しない。」

(9) 資本性金融商品について IAS 第 39 号の減損の規定をベースとして「削除又は修正」することについて多くのコメントが寄せられているが、この項目のように議論を重ねた結果の提案したものについては、再度議論を行っても対応は難しいのではないか。

コメント（82）「デュー・プロセス上疑義を生じさせる可能性のある事項が散見される。」

(10) 公開の作業部会や親委員会で聞かれた意見以外の意見が資料に反映されることがあり、作業部会に出席していてもその経緯が理解できないことがある。様々な関係者の意見を聞くことは必要であるが、どのような関係者にアウトリーチを行い、どのような意見が聞かれたか公開の場で説明する必要がある。

(11) エデュケーション・セッションなどの非公開の場が存在すること自体はやむを得ないと考えるが、非公開の場での意見は公式の意見として取り扱わない等の取決めが必要である。

(12) 親委員会と作業部会の役割分担を考えれば、公開で行った作業部会の要約を親委員会に報告しているため、デュー・プロセスに問題があったとは考えられな

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

いのではないか。

コメント（61）「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債の発行者自身の信用リスクに起因する公正価値の変動について「削除又は修正」に同意しない。」

(13)当該コメントについては、リサイクリングについてではなく、負債の公正価値オプションについてのコメントである。基本的には「削除又は修正」はのれんとリサイクリングに絞るという方針があるとすると、この項目も「削除又は修正」を行わなかった開発費と同じレベルと考えられる。このような項目についてどう取り扱うのか確認したい。

【今後の日本基準について】

(14)修正国際基準で「削除又は修正」しなかった項目はすべてコンバージェンスを行うとの誤った理解を生むおそれがあり、十分に説明をしていく必要があると考えられる。

(15)今後、収益認識やリースについてエンドースメント手続を行う際に、仮に「削除又は修正」を行うと、修正国際基準が IFRS から乖離していくことになる。一方、修正国際基準で受け入れたものについて日本基準でコンバージェンスしない場合、その理由をどう説明するかわからない。今回のコメント対応において、エンドースメントとコンバージェンスに対する考え方を示していく必要があるのではないか。

(16)エンドースメントとコンバージェンスは異なるということであるが、実務的にはエンドースメントとコンバージェンスがそれぞれ将来的にどのような形になるのかを考慮して会社としての対応方針を決めるので、早めに方向性を示すべきである。

(17)収益認識については、IFRS と米国会計基準が同じであり、反対していくのは難しいと考えている。寄せられたコメントの中には日本基準を改善していくことが IFRS の利用促進を高めるとの意見もあり、特に収益認識について、日本基準として受け入れるかどうかという議論とエンドースメント手続において「削除又は修正」するかという議論を同時並行的に進めていくべきと考える。

(18)連単分離の方向性についてはある程度理解しているものの、収益認識のような重要な基準が連単で分離すると日本の会計は破綻すると思う。エンドースメン

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

ト手続において「削除又は修正」を行うかという点と単体の日本基準においてどのように取り扱うかという点は、分けて考えることができる面もあるが、逆に分けられない面もあることを理解すべきである。

(19)「当面の方針」ではエンドースメント手続は過渡的な状況において必要とされているが、その過渡的な状況がいつ解消するかという疑問がある。エンドースメント手続とコンバージェンス手続は別次元であるという説明では、この疑問を解消できない。

(20) IFRS や米国会計基準と同等の水準になることとシングルセットを目指すということでは、ゴールは異なると考えられる。

(21) 日本基準を使うのは上場会社ではなく、また、日本基準は我が国の会計慣行等や税制との関係も考慮したうえで作られてきた基準であるため、国際的な流れを受けて高品質化を目指していくとしても IFRS と日本基準が一致するかというとはありえないと思う。このような点を含め、関係者が立脚すべき点を共有したうえで議論をすべきと考える。

(22) シングルセットに至るまでには時間軸を考える必要があり、現時点では日本基準が存在しており、それをコンバージェンスする段階にあると考えている。コンバージェンスというのは同一化ではなく、同質化である。そのため、是々非々のコンバージェンスが前提となることを認識しなければならない。

(23) IFRS は公的説明責任を有する企業のグローバルなシングルセットの会計基準という位置づけに対し、日本基準は基本的にはすべての会社が対象となるという位置づけとなっているという点を考慮しなければならない。

【今後のスケジュールについて】

(24) 今回の公開草案は 2012 年 12 月 31 日現在での IFRS までしか対象としていないため、仮に企業が修正国際基準を適用したいと考えても、実際には使えない状況である。そのため、今後のスケジュールを明確にしなければならないと考える。

(25) スケジュールについて、コメント対応を行い、仮に来年の 4 月以降に始まる会計年度から修正国際基準が使えるようにするようには、それまでにガイダンスや教育文書が公表されている必要があるのか、それとも期末までに公表されていればよいのか。

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。